

令和7年度 徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金～家計急変～

○ 制度の概要

全ての意志ある高等学校等専攻科の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、専攻科の生徒がいる低所得世帯に対して「専攻科の生徒への奨学のための給付金」を支給します(返還は不要です。)

「徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金(家計急変)」は生計維持者(父母等)の死亡、傷病、失業等により、家計が急変し、収入が激減した世帯が対象です。

○ 対象となる方

- ・生計維持者(父母等)が徳島県内に住所を有していること(いずれかが海外に居住する場合は除く)。
- ・高等学校等専攻科修学支援金の支給対象である高等学校等専攻科に在学している生徒がいること。
- ・生計維持者(父母等)の死亡、傷病、失業・廃業、災害、物価高騰(自営業で使用する材料費など)等により、家計が急変し、生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が、非課税、105,500円未満又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯相当に減少したと認められる世帯であること。

※「所得割額非課税世帯」相当と認められる給与年収及び年間所得

(この例に該当しない場合はお問合せください。)

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
生計維持者(父母等)年収見込	2,044,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満
年間所得見込	1,360,000 円未満	1,470,000 円未満	1,820,000 円未満	2,170,000 円未満	2,520,000 円未満

* 世帯人数:生計維持者(父母等)及び扶養親族の人数

○ 提出書類

- ・徳島県専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書(家計急変)
- ・在学証明書兼個人対象要件証明書
- ・扶養親族申告書
- ・家計急変の届出
- ・家計急変の発生事由を証明する書類 (住民票の除票、診断書、離職票、開廃業等届出、罹災証明書 等)
- ・家計急変前の収入を証明する書類 (個人番号カード(写)等貼付台紙、令和7年度の課税証明書 等)
- ・家計急変後の収入を証明する書類 (会社作成の給与見込、直近の給与明細書、税理士作成証明書類 等)
- ・世帯の人数及び年齢を確認する書類 (個人番号カード(写)等貼付台紙、扶養親族の記載が省略されていない令和7年度の課税証明書 等)
- ・振込口座届

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合

- ・制服の購入が必要であることを証明する書類等(第8号様式)

○ 申請時期

- ・令和7年9月～令和8年2月

※ 令和8年1月以降に申請する場合は、支給額が減少します。

- ・申請、支給は年1回です。
- ・返還は不要です。

○ 申請方法・提出先

- ・徳島県内の学校に在学している場合
 - ・在学している学校へお問合せの上、申請書類を受け取ってください。
 - 提出先は、在学している学校です。
- ・徳島県外の学校に在学している場合
 - ・県ホームページにアクセスするか、徳島県までお問合せの上、申請書類を受け取ってください。
 - 提出先は、徳島県(公立:教育委員会生涯学習課、私立:こども未来政策課)です。

○ 支給額等

世帯の状況	支給額	
	国公立	私立
住民税所得割額非課税世帯相当	50,500 円	52,100 円
住民税所得割額が105,500円未満世帯相当	10,100 円	10,420 円
住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯相当	10,100 円	10,420 円

- ・着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、次の金額を加算することができます。
 - ・国公立の高等学校等専攻科に通う生徒 1人当たり 64,800 円
 - ・私立の高等学校等専攻科に通う生徒 1人当たり 81,000 円
- ・支給額は7月1日までに家計急変した場合のものです。7月2日以降の場合は、家計急変の翌月以降の月数に応じて算定しますので、表のものと異なります。
- ・申請のあった振込先口座に審査が終了次第順次振り込みます。学校に受領を委任した場合は、学校へ振り込みます。

お問合せ先

- 在学する学校(徳島県内に限る)

- 徳島県 住所 : 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

- ・国公立 : 教育委員会 生涯学習課

TEL : 088-621-3132 FAX : 088-621-2884

MAIL : syougaiakusyuuka@pref.tokushima.lg.jp

- ・私立 : こども未来部 こども未来政策課

TEL : 088-621-2026 FAX : 088-621-2843

MAIL : kodomomiraiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県

専攻科の生徒への奨学のための給付金

住民税所得割額が非課税世帯（生活保護世帯を含む）、105,500円未満の世帯又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に対し、
専攻科の生徒の授業料以外の教育費を支給する返還不要の制度です。

生計維持者（父母等）の死亡や失職などで家計急変し、住民税所得割額が上記の世帯相当まで減少する世帯は奨学のための給付金（家計急変）として支給を受けることができます！

支給を受けるためには申請が必要です。
詳しくは裏面をご確認ください。

